

順天堂スポーツ健康科学研究
審査要領

(目的)

第1条 この要領は、順天堂スポーツ健康科学研究（以下「本誌」という。）に投稿又は寄稿された原稿（以下「原稿」という。）の審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査区分)

第2条 原稿の審査は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 総説及び研究論文は、審査員2人による査読を経て、常任編集委員会が採録の可否を決定する。
- (2) 研究資料及び実践報告は、査読は行わず、常任編集委員会が審査基準を満たすと判断した場合に採録する。
- (3) 前2号以外の原稿は、編集委員長又は編集委員長が指名した者が採録の可否を判断し、常任編集委員会への報告を経て公表する。ただし、当該報告後3日以内に常任編集委員が異議を述べたときは、常任編集委員会の決議により、採録の可否を決定する。
- (4) 前各号の規定にかかわらず、常任編集委員の過半数の同意があるときは、編集委員会の承認を経て審査方法を変更することができる。

(審査期間)

第3条 常任編集委員会は、前条第3号ただし書き及び第4号の場合を除き、原稿を受け付けた日から、総説及び研究論文については30日以内、総説及び研究論文以外については20日以内に当該原稿の著者へ審査結果を通知しなければならない。

(審査基準)

第4条 総説、研究論文及び研究資料については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

- (1) スポーツ健康科学分野又は常任編集委員会が認めた分野のテーマであり、明確な研究目的が示されているもの
 - (2) 結論その他の主張を理解するために必要な説明又は情報に不足がないもの
 - (3) 研究倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの
 - (4) 論文としての体裁が整っているもの
- 2 実践報告については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

(1) 教育、研究、社会貢献又はスポーツその他の文化的活動に関するテーマであるもの

(2) 実践した内容を理解するために必要な説明又は情報に不足がないもの

(3) 倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの

(4) 体裁が整っているもの

3 第2条第1号及び第2号以外の原稿については、投稿規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を満たすと認められるものを採録する。

(1) 教育、研究、社会貢献若しくはスポーツその他の文化的活動に関するテーマであるもの又は順天堂大学（以下「本学」という。）、本学教職員若しくは本学学生の活動に関するもの

(2) 倫理上の問題又は法令に違反する可能性がないもの

(3) 体裁が整っているもの

4 前各項の規定にかかわらず、編集委員会又は常任編集委員会から依頼した原稿については、その都度、常任編集委員会が審査基準を別に定めることができる。

（審査回数）

第5条 総説及び研究論文の区分での原稿については、2回目の審査で採録が認められなかった場合には、採録しないことを原則とする。ただし、再査読を要しない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、2回目の審査で採録が認められなかった原稿の著者が再審査を希望する場合であって、常任編集委員会が認める場合には、常任編集委員会は、1回に限り当該原稿を再審査に付することができる。この場合において、第2条第1号の審査員については、常任編集委員会が担うこととする。

（再投稿）

第6条 総説及び研究論文の区分で採録が認められなかった原稿の著者は、総説及び研究論文以外の区分で当該原稿を再投稿することができる。

附 則

この要領は、令和4年7月21日から施行する。

（令和5年3月2日一部修正）

（令和5年11月2日一部修正）